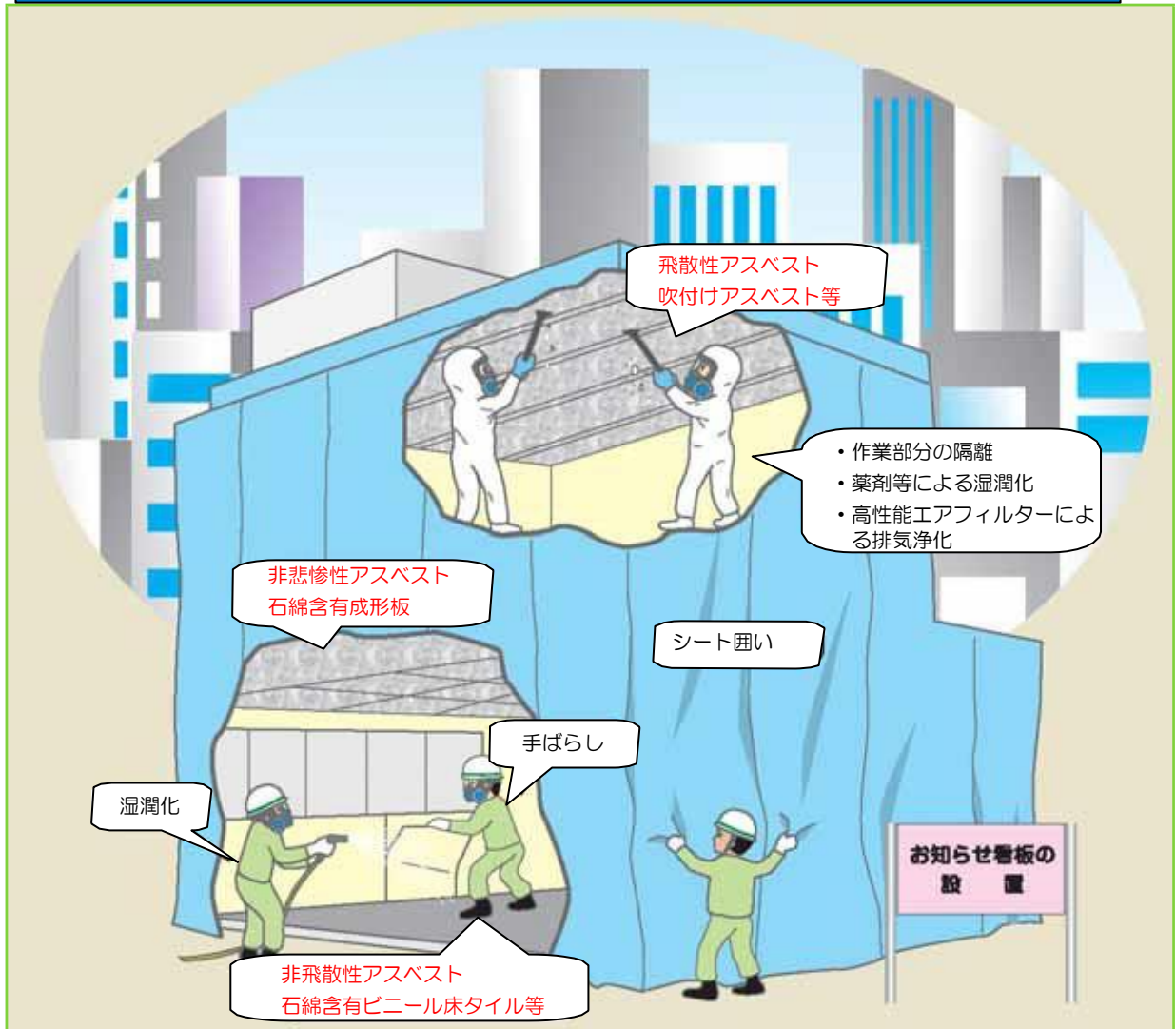


建築物の解体等に伴うアスベスト等の適切な取扱い

アスベスト除去工事等規制のあらまし



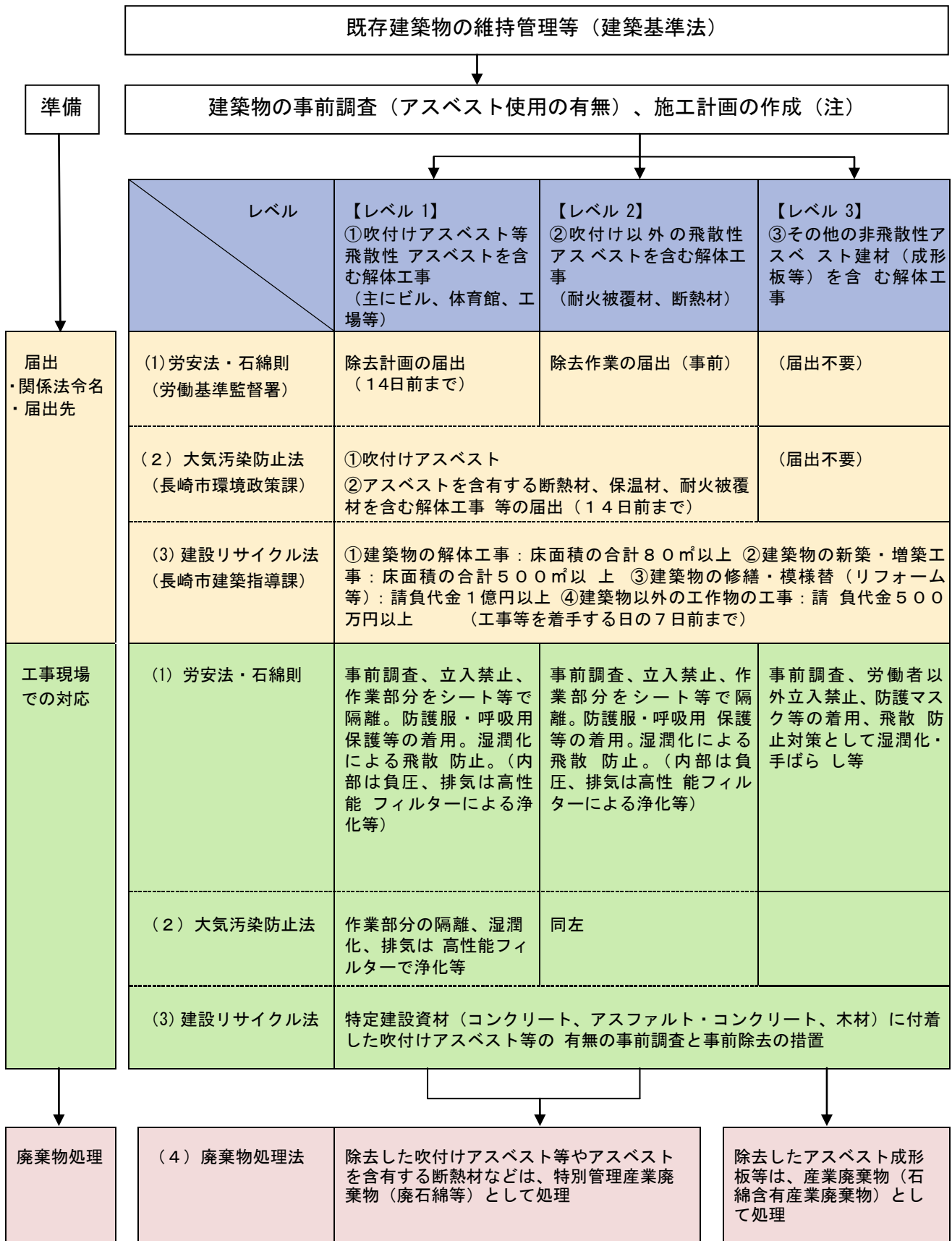
(イラストは神奈川県のパフレットを引用)

アスベストとは

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然鉱物繊維で、熱や摩擦等に強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建築材料として建築物の様々な部分に広く使用されてきました。今後は、これらのアスベスト建材等を使用した建築物の解体工事等の増加が見込まれます。

○アスベストは6種類あります。クリソタイル（温石綿・白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

1 アスベスト建材を使用している建築物の解体工事の進め方



(注) 解体等の前にアスベスト分析調査が必要です。（長崎市ではアスベスト分析調査に助成を行っています。第3を参照）

2 アスベスト除去等に関する法令

1. アスベスト除去等工事を実施する方へ

(1) 労働安全衛生法（労安法）・石綿障害予防規則（石綿則）

・・・・・・・・・・【長崎労働基準監督署 安全衛生課】

- 適用対象：耐火建築物または準耐火建築物の解体工事で、吹付けアスベスト等やアスベスト成形板等が使用されている建築物の解体工事が対象となります。
- 届出時期：工事内容により、着工の14日前までの計画届、あるいは予め作業届が必要です。
- 規定内容：事前調査、石綿作業主任者の選任、特別教育の実施、管理体制の確保が必要です。
- 作業基準：作業場を隔離し前室を設け内部に負圧にして、飛散防止のために湿潤化・手ばらし等で作業を行い、排気は高性能のエアフィルター浄化し、防護服・呼吸用保護具の使用、作業場所、関係者以外立入禁止措置等が必要です。
- 工事発注者への制約要件：事前調査等に要する期間の確保、必要な経費の見積への対応に努める必要があります。

(2) 大気汚染防止法（大防法）

・・・・・・・・・・【長崎市役所 環境政策課】

- 適用対象：吹付けアスベストや断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、アスベストを意図的に含有させたもの又はアスベストが質量の0.1%を超えて含まれている特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出が必要となります。
- 届出時期：解体工事等を行う14日前までに、長崎市長への届出が必要です。
- 規定内容：作業基準としては、作業期間や方法等を表示した掲示板を設置し、作業場を隔離し前室を設けて内部を負圧にして、飛散防止のために湿潤させて作業を行い、排気は高性能のエアフィルターで浄化する等の規定があります。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

・・・・・・・・・・【長崎市役所 建築指導課】

- 適用対象：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の解体工事などで、一定規模以上の工事が対象となります。（解体工事：床面積の合計80㎡以上、新築・増築工事：床面積の合計500㎡、修繕・模様替（リフォーム等）工事：請負代金1億円以上、建築物以外の工作物：請負代金の額500万円以上。）
- 届出時期：解体工事等を着手する日の7日前までに、長崎市長への届出が必要です。
- 規定内容：事前調査、事前措置として特定建設資材に付着している吹付けアスベスト等の除去。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

・・・・・・・・・・【長崎市役所 廃棄物対策課】

- 適用対象：除去した吹付けアスベスト等やアスベストを含有する断熱材など（飛散性アスベスト）、除去したアスベスト成形板等（非飛散性アスベスト）の処理。
- 規定内容：除去した吹付けアスベスト等やアスベストを含有する断熱材などは、排出現場で飛散しないよう二重梱包等してから、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として、許可業者により埋立処分または熔融処理をすることとなっています。除去したアスベスト成形板等は、破砕することによって、アスベストが飛散するおそれがあることから、法令等に基づいて、原則、手作業による撤去を行い、梱包等の飛散防止の措置をして産業廃棄物（石綿有産業廃棄物）として、許可業者により埋立処分または熔融処理をすることとなっています。

2. 建物所有の方へ

建築基準法

- 適用対象：建築物の新築工事及び増改築工事等が対象となります。
- 規定内容：①新築時 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの使用禁止
②増改築時等 原則として既存部分のアスベストの除去。増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を越えない場合は、増改築部分以外の部分について封じ込めや囲い込みの飛散防止措置でも可。

3 長崎市民間建築物吹付けアスベスト改修支援について

建築物の壁、柱、天井等に露出して吹きつけられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、多数の者が使用する建築物のアスベスト分析調査に要する費用の一部を助成します。

1 分析調査事業

- (1) 対象建築物 長崎市内にある多数の者が利用する民間建築物で、吹き付けられている建築 建材のうち、アスベスト（石綿）が施工されている可能性があるもの。（戸建住宅は対象外です。）
- (2) 申請者 対象建築物の所有者、管理者等
- (3) 補助額 分析調査費の10/10（上限250,000円）千円未満切捨て

2 除去等事業（除去、封じ込め又は囲い込み）

- (1) 対象建築物 長崎市内にある多数の者が利用する民間建築物で、露出して吹付けアスベストが施工されているもので、分析機関による分析結果がアスベスト含有率0.1%以下であるもの。（戸建て住宅は対象外です。）
- (2) 申請者 対象建築物の所有者、管理者等
- (3) 補助額 除去工事の2/3（上限 1,000万円）千円未満切り捨て

※消費税を除いた額が上限になります。

※この制度の内容は、年度毎に又は年度途中に変更される場合がありますのでご注意ください。

※詳しくは、長崎市建築指導課まで、お問い合わせ下さい。

4 届出先、問い合わせ先など

(1) 労働安全衛生法関係

・労働安全衛生法・石綿障害予防規則による建築物解体時の届出等

(例)：吹付けアスベスト等がある建築物解体等の届出

名 称	電 話 番 号	所
長崎労働基準監督署 安全衛生課	095-846-6353	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎 2階

(2) 大気汚染防止法関係

・吹付けアスベスト等がある建築物解体工事等の届出に関する問い合わせ

名 称	電 話 番 号	所
長崎市役所 環境政策課	095-829-1156	長崎市桜町6-3 市役所別館 4階

(3) 建築基準法・建設リサイクル法関係

・特定建設資材を用いた建築物等の解体工事の届出に関する問い合わせ

名 称	電 話 番 号	所
長崎市役所 建築指導課	095-829-1174	長崎市桜町4-1 長崎商工会館 5階

(4) 廃棄物処理法関係

・アスベストを含有する廃棄物の処理に関する問い合わせ

名 称	電 話 番 号	所
長崎市役所 廃棄物対策課	095-829-1159	長崎市桜町6-3 市役所別館 4階

このパンフレットについてのお問い合わせ 長崎市役所建築指導課

電話 (095) 829-1174 ファクシミリ (095) 829-1168

メールアドレス kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp

平成27年11月発行